

A. SDGsの推進に関する取組

- 国際的な戦略目標として、平成27年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連で採択。その実施のため、我が国では、「誰一人取り残さない」とのキーワードの下、「消費者基本計画の推進」をも個別的な施策とする形で実施指針を策定（平成28年12月）。
- 実施指針に位置付けられた施策、及びキーワードの考え方に近接する施策について整理。

【背景・現状】

1. 持続可能な開発目標（SDGs）の達成により、「誰一人取り残されない」社会を実現するため、途上国のみならず、先進国でも実施に取り組むものとして、平成27年9月に国連で採択（2030年までの国際開発目標）。
2. 安倍総理大臣が国連SDGsサミットに出席し、「採択を歓迎し、実施に最大限努力する」旨演説（平成27年9月）。
3. 国内外の取組を省庁横断的に総括し、優先課題を特定した上で、「SDGs実施指針」を策定するとともに、内閣総理大臣を本部長とする推進本部を設置（平成28年5月）。
4. 推進本部において「SDGsアクションプラン2018」を取りまとめ、公表（平成29年12月）。



Public Private ACTION for Partnership!!
 ~SDGsで日本を元気に、世界を元気に
 その主役はあなたです!~

《1 子どもの事故防止》

【工程表における記述の骨子】

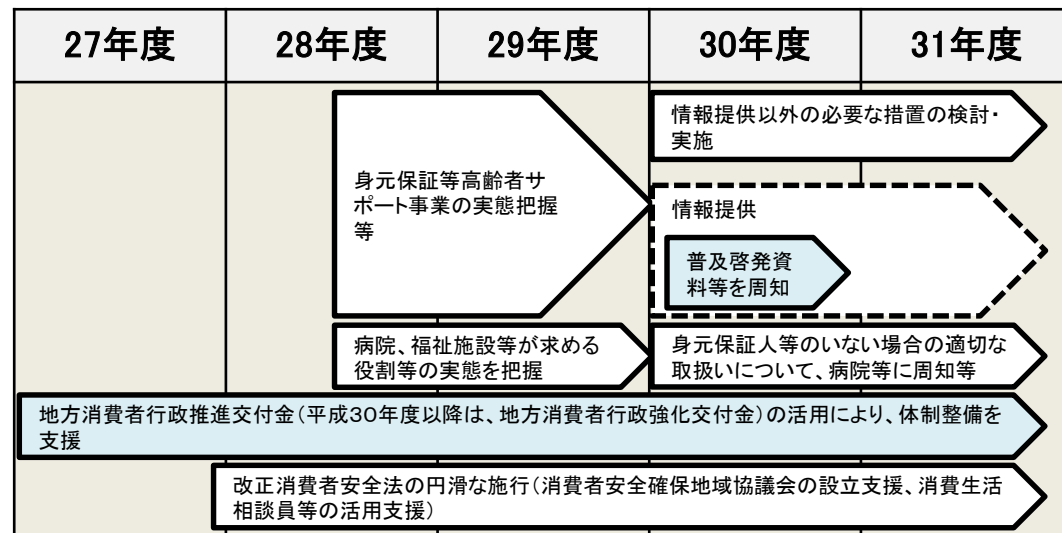
1. 子どもの事故防止について、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。【消費、経産等】
2. 子どもの事故の動向分析及び保護者等の意識・行動調査を実施。その結果を踏まえて、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」において、子どもの事故防止策を検討・推進。【消費等】

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 「子どもを事故から守る！プロジェクト」の展開、子どもの不慮の事故を防止するための普及活動の推進等 </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の開催 </div>				

《2 高齢者の消費者被害の防止》

【工程表における記述の骨子】

1. 身元保証等高齢者サポート事業について実態把握を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を検討・実施。【消費、厚労等】
2. 身元保証人等のない場合の適切な取扱いについて病院・福祉施設等及び都道府県等に周知。【厚労】
3. **地方消費者行政強化交付金**を措置し、これまでに地方消費者行政推進交付金を活用して行っていた事業を含め、地方公共団体への支援を行う。【消費】
4. 地域の見守りネットワークの構築を推進（徳島県内の事例を含め、先進事例の収集・共有等）に取り組むことで、この目標の達成に向けた都道府県の取組を支援、促進。【消費等】



《3 エシカル消費の普及啓発》

【工程表における記述の骨子】

1. 持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、倫理的消費等に関する調査研究及び普及啓発を実施。【消費】
2. 倫理的消費の普及のためのイベント「エシカル・ラボ」は、地方でも開催することとし、開催に当たり関係省庁との連携を図る。【消費、農水、環境等】



《4 食品ロス削減の推進》

※ 工程表の見出しは「食品ロス削減国民運動の推進」。D-2において詳述。

【工程表における記述の骨子】

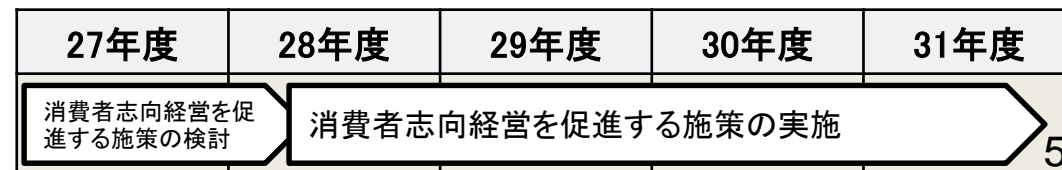
1. 食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を推進（共通ロゴマークとして「ろすのん」を活用。）。【消費、文科、農水、経産、環境等】



《5 消費者志向経営》

【工程表における記述の骨子】

1. 消費者志向経営の広範な普及を図るために、社会的機運を高めるための全国的な推進活動を展開する。【消費、経産】



B-1. 成年年齢引下げへの対応

【背景・現状】

1. 平成27年6月に成立した公職選挙法改正法の附則において、民法の成年年齢引下げの検討を行うこととされた(第196回国会に所定の法案を提出)。
2. 成年年齢の引下げに向けた動きがある中で、新たに成年となる者の消費者被害の防止策や救済策について検討する必要があり、消費者委員会の下に置かれた「成年年齢引下げ対応検討ワーキンググループ」において、報告書を取りまとめ(平成29年1月)。
3. 平成30年2月20日に消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の関係局長で構成する会議を発足し、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を決定。
4. さらに、平成30年3月20日に「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更が閣議決定。



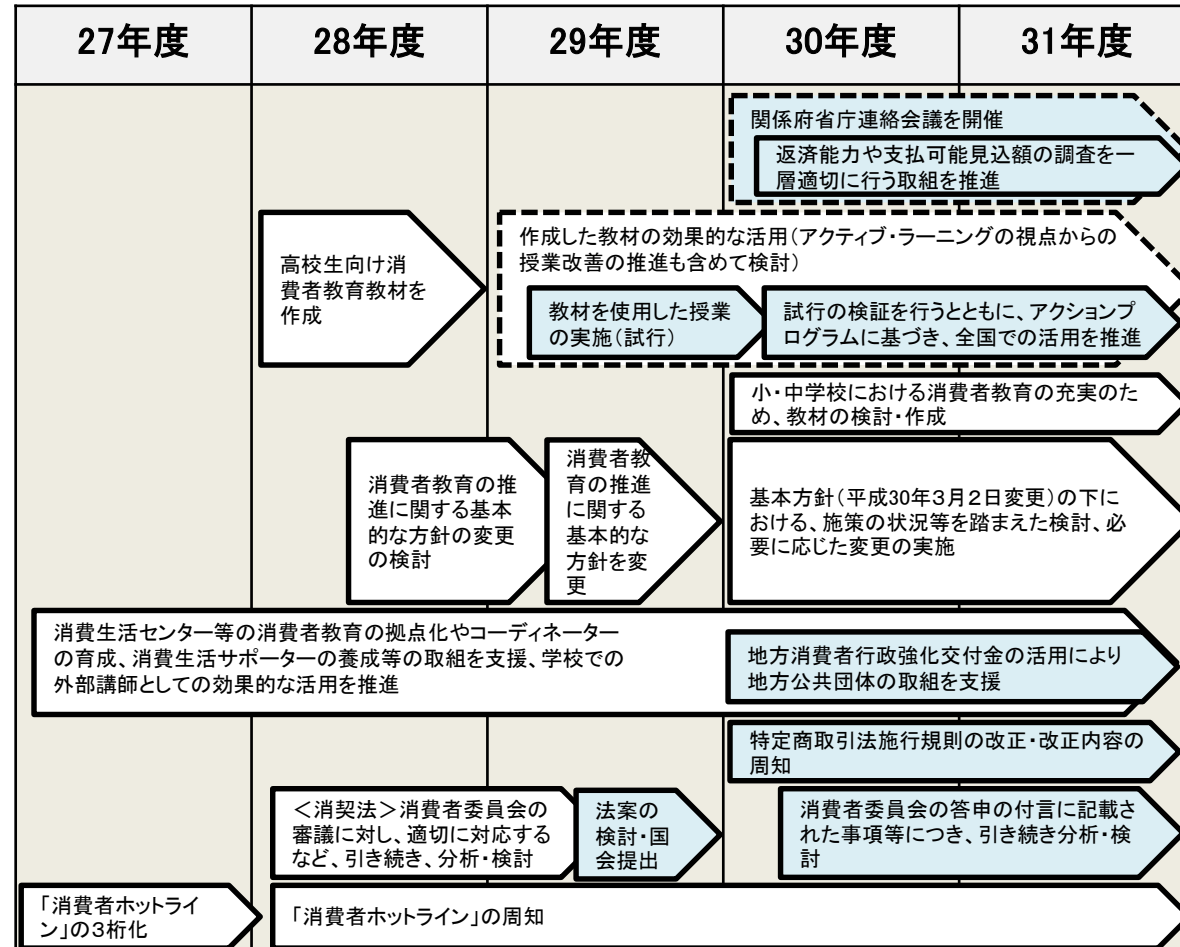
消費者教育教材
「社会への扉」



高校生向けの消費者教育の様子
(平成29年10月 徳島県)
(写真出所: 徳島県HP)

【工程表における記述の骨子】

1. 「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」を開催し、総合的かつ効果的な取組を推進。【法務、金融、消費、文科、経産等】
2. 高校生向け消費者教育教材「社会への扉」の効果的な活用を推進するため、平成29年度に徳島県内の全ての高校で実施した本教材を活用した授業の検証を行うとともに、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、全国での活用を推進(2020年度に全ての都道府県の全高校等で同様の授業が実施されることを目指して働き掛け)。【消費、金融、法務、文科】
3. 平成30年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の検討・作成。【消費】
4. 地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センター等の消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援し、学校での外部講師としての効果的な活用を推進(平成30年度から地方消費者行政強化交付金で支援)。【消費、文科、金融】
5. 消費者契約法専門調査会報告書(平成27年12月)において今後の検討課題として引き続き検討を行うべきとされている論点等については、内閣府消費者委員会で更に審議が行われた。その結果として示された、内閣府消費者委員会の答申(平成29年8月)を踏まえ、消費者契約法の一部を改正する法律案を平成30年3月に国会提出。消費者委員会の答申の付言に記載された事項等は、引き続き分析・検討。【消費、法務】
6. 成年年齢の引下げに伴うワーキンググループ報告書を踏まえ、特定商取引法施行規則について見直し。【消費、経産】
7. 「消費者ホットライン」の3桁化を実施し、3桁の電話番号「188番(いやや!)」を周知することにより相談窓口の認知度の向上と活用の促進を図る。【消費等】



B-2. ギャンブル等依存症対策の強化

【背景・現状】

- 平成28年12月、特定複合施設区域の整備に関する法律(平成28年法律第115号)の附帯決議において、ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化することが求められたこと等を受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議が設置されたところ。
- 平成29年8月、同会議において、「ギャンブル等依存症対策の強化について」を決定。

【工程表における記述の骨子】

- ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化するために、「ギャンブル等依存症対策の強化について」(平成29年8月29日ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定)等を踏まえ、関係府省等との連携の下で、次の取組を推進。【消費】
 - 消費者向けの注意喚起、普及啓発の実施
 - 関係機関との連携方法などを整理した消費生活相談員を始めとする多重債務者相談に対応する担当者向けの対応マニュアルの策定
 - 消費生活相談員等を対象とした研修の実施
 - 地方公共団体に対する地域における自主的な取組の推進の依頼

ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル(抜粋)(平成30年3月)

1 相談者来訪前の準備

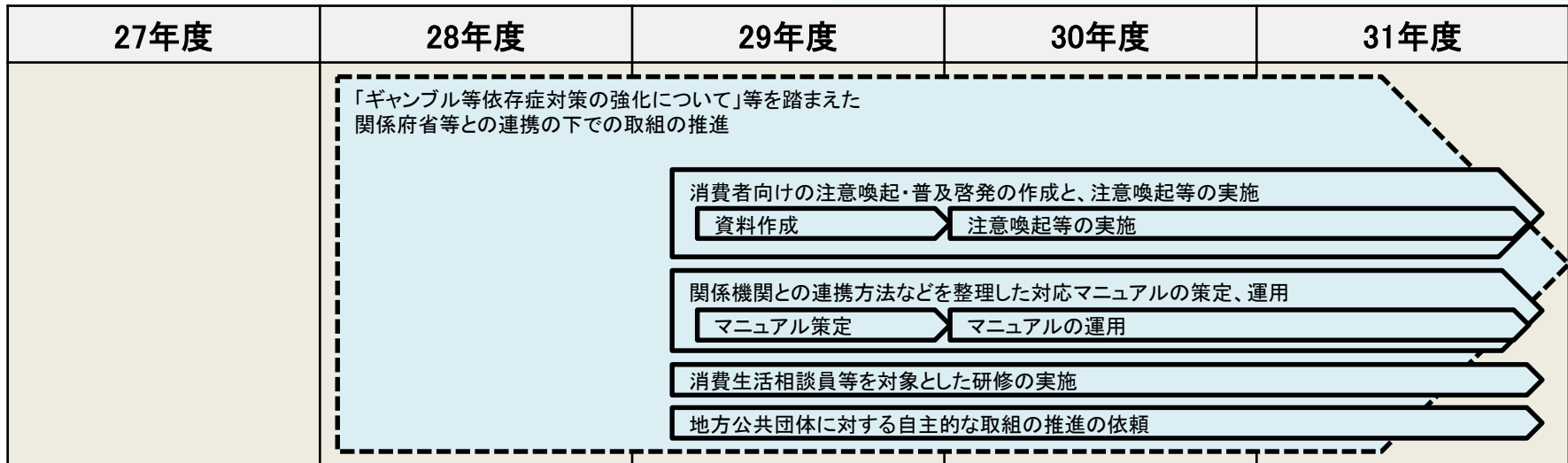
- 地域の自助グループ等を含め、関係機関へ円滑につながる(情報共有・情報連絡)ができるよう、精神保健福祉センターや保健所との間で関係機関の連絡先を共有します。
- 相談者(御本人^(注)又は御家族)からの相談内容を的確に把握できるよう、ギャンブル等依存症及びギャンブル等に関する一般的な知識を把握しておきます。

(注) ギャンブル等依存症に陥っている方(陥っている可能性のある方を含みます。)をいいます。

2 相談者来訪時

- 相談者に安心してもらえるようにします。
- 借金の状況を確認しながら、ギャンブル等へののめり込みの状況を確認するための質問をし、御本人の反応を見ます。
- 質問に対する御本人の反応から、ギャンブル等へののめり込みがうかがえる場合、医療機関、精神保健福祉センター、保健所への相談状況など、回復に向けた取組状況を質問するようにします。

<以降は、御本人にギャンブル等へののめり込みの状況がうかがえる場合に該当する手順ですが、御家族に関係機関の連絡先を情報提供すること等は、基本的に、支障ありません。>



B-3. 「観光先進国」の実現を支える取組の推進

【背景・現状】

1. 平成28年3月に取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、2020年に訪日外国人旅行者数4000万人、2030年に訪日外国人旅行者数**6,000万人**の目標の達成が掲げられた。

※ 2017年の訪日外国人旅行者数は2,869万人（暫定値）。

2. 観光旅客の宿泊ニーズが多様化していること、公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止を図る必要があること、無許可で旅館業を営む違法民泊に対応する必要があること等から、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図るための枠組みとして、第193回国会において住宅宿泊事業法が成立。

【工程表における記述の骨子】

＜住宅宿泊事業法の運用＞

1. **住宅宿泊事業法**（平成29年6月成立。平成30年6月施行予定）について、適切に宿泊者保護が図られるよう、政省令、ガイドライン等の策定及び周知を行う。また、必要に応じ指導・監督を行う等制度の適切な運用を行う。【国交・厚労】

＜在留外国人の相談体制強化＞

1. 地方消費者行政推進交付金（平成30年度以降は、地方消費者行政強化交付金）の活用等により、消費生活センター等における在留外国人に対する消費生活相談体制を強化する。【消費】

2. 国民生活センターにおける在留外国人（在日・訪日外国人）に対する消費生活相談体制について、**訪日外国人向けの消費生活相談窓口**の整備及び情報提供・啓発を実施。【消費】

A Associação de Intercâmbio Internacional da Província de Ibaraki, Fundação Pública
Centro de Consulta para Estrangeiros

Q: Que é o Centro de Consulta para Estrangeiros?
R: Este centro de consulta foi criado para auxiliar estrangeiros no Japão.

Q: Quais tipos de consultas estão disponíveis?
R: Você pode consultar sobre todos os tipos de questões relacionadas à vida no Japão, tais como: informações sobre residência, trabalho, casamento, educação e muito mais.

Q: Como as consultas são realizadas?
R: As consultas são realizadas por telefone ou em reuniões presenciais.

Atendimento em português e inglês. Também são disponíveis serviços em outros idiomas e idiomas.

TEL **029-244-3811** FAX 029-241-7611

外国人向けの消費生活相談の案内資料
（ポルトガル語版）（茨城県作成）

1 与购物店之间的问题
1-3 想要退货，但遭到店方拒绝

事例 在日本旅行途中，购买奢侈品包后，反悔，返回店里希望退货，遭到拒绝。

建议 在日本，原则上，在商店购买商品后，即便是未使用的也不能因购买者的原因（想要其他颜色或款式，不再需要等理由）而退货/退款。旅行途中，往往容易在没有充分考虑后冲动购买，希望在冷静思考后再购买。另外，如果购买商品为残次品是可以换货的。详情请参考事例1-1。

JNTOのサイトに掲載された中国語による注意喚起
（国民生活センター作成（平成30年1月））

訪日外国人旅行者数の推移

